

令和8年 富士見町 告示

第 54 号

富士見町高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種に関する実施要領の一部を改正する要領をここに公布する。

令和8年3月25日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種に関する実施要領の一部を改正する
要領

富士見町高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種に関する実施要領(平成26年富士見町告示第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号ただし書中「既に肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)の接種を受けたことがある者は」を「これまでに、肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン又は肺炎球菌結合型ワクチン)を1回以上接種した者であって、高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種を行う必要がないと認められる者は」に改める。

第4条第1号ア中「第4条第1項及び」を削り、「共に」を「ともに」に改める。

第6条第2項中「23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン」を「沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン」に改める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。